

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和3年3月19日

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いかつり（あかいか）	374 (51)	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	54	全支所及び出張所
かご漁業	かご（ばい類）漁業	1 (0)	20トン未満	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた海域とする。 ア 北緯37度16.180分、東経137度25.814分の点 イ 北緯37度14.179分、東経137度18.817分の点 ウ 北緯37度12.180分、東経137度20.815分の点 エ 北緯37度10.180分、東経137度26.814分の点 オ 北緯37度11.180分、東経137度29.814分の点	5月1日から10月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町字小木に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	1	小木支所
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（雑魚類）	5 (0)	10トン未満	定めなし	鳳珠郡能登町字新保と同町字越坂との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度18.428分、東経137度14.785分）90.0度の線と鳳珠郡能登町と同郡穴水町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度14.887分、東経137度04.998分）135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。ただし、水深110メートル以深から250メートル以浅までの区域に限る。	7月1日から10月31日まで及び12月11日から翌年5月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町字姫から同町字鶴川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年	0	能都支所
		4 (0)	同上	同上	同上	同上※2	同上	新規	5年	0	同上

※1「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

※2 漁業時期のうち一部で操業時間の条件が異なる

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和3年3月19日から令和3年4月18日まで